平成２４年（フ）第４０３号
千葉県松戸市常盤平７丁目３番地　常盤平公団住宅２街区13棟303号
債務者　友野　賀文
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０９号
千葉県柏市豊四季台２丁目１番39―404号
債務者　藪原　眞理
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１０号
千葉県柏市富里１丁目５番30号
債務者　飛知和晶子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１６号
千葉県柏市十余二254番地141　ツインシャルムＣ―３号
債務者　井上　孝美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６号
兵庫県洲本市本町６丁目１番23号
債務者　生田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
大分県大分市中央町２丁目６番８号　ダイボウビル305
債務者　谷重　勝信
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５６号
山口県岩国市周東町上久原2289番地５
債務者　高田　辰哉
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０８６号
愛知県半田市北二ツ坂町２丁目12番地の１チッタ北二ツ坂408号
債務者　斎藤　明子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５７号
神戸市中央区神仙寺通１丁目８番４号
債務者　桂　　智代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２３号
神戸市中央区旗塚通４丁目２番１号　樋口マンション21号
債務者　松村トシ子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県丹波市氷上町石生2088番地18
債務者　山口絵未利
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１０２４号
愛知県大府市共栄町３丁目４番地の２　第二富田荘３号
債務者　出野　孝博
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市字大道９番地６　ＰＡＴＩＯＢ．Ｓ．大道401
債務者　新崎キヨ子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１７号
青森県上北郡横浜町字林ノ後17番地６
債務者　長根　ヨイ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
神奈川県三浦市岬陽町19番１号　幸崎アパート201
債務者　平川　正利
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３６号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目119番地県営アパートＣ―29号
債務者　長内　信彰
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３９号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目38番４号
債務者　多田　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部